

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 池田 裕彦 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

## 新幹線における保全業務及び組織の見直しに関する説明申し入れ

2023年6月7日、会社より「新幹線における保全業務及び組織の見直しについて」の提案を受けました。目的は、ポストコロナの経営環境においても新幹線の安全安定輸送は極めて重要であり環境変化に柔軟に対応し生産性及び働きがいの向上を図ることの必要性がある。そのために、新幹線の取り巻く環境と方向性を背景に検査体系の変更（業務の見直し）及びメンテナンス体制を変更する（組織の見直し）という内容です。また、検査体系の変更として、新幹線線路設備モニタリング車の導入及び新たな検査体系、新幹線車両センター内で移管している業務の拡大を行う。さらに、メンテナンス体制の変更では、メンテナンスグループと企画安全グループの設置、新幹線保線設備技術センターへの改組及び青森新幹線保線技術センターの設置と派出の配置見直しを行うと示されています。

これまで新幹線の施設系統における保全業務は、保線の社員が全線を歩いて点検を行い、専門性を持って保守してきたからこそ高い安全性と輸送品質を確保してきました。また、現場で培う経験や知見から異常時の対応や予防保全を身に付け、技術継承や人材育成につなげてきました。しかし、提案された内容では、レール関係の検査がモニタリング車に置き換えられ、車両センター構内の業務もパートナー会社へ移管拡大されるなど、J R の技術継承や異常時対応能力の低下が懸念されます。また、どのような検査項目がモニタリング車でできるのか、モニタリング車の検査精度や性能が人間の検査の代替となるのか不透明な部分も多く存在します。

メンテナンス体制の変更においても、グループを集約し一気通貫の組織にするとしていますが、その前提となるのは検査と工事等の業務に精通した社員の育成と配置がなされなければなりません。

新幹線の保全業務は、科学技術が進歩し、機械化やC B M が取り入れられるとしても、それらを活用・運用する社員が存在しなければ新幹線における安全・安定輸送と高い輸送品質を保つことはできません。さらに、今施策を担う保線社員一人ひとりが、こころの豊かさやエンゲージメントの向上に繋がるものでなければ持続可能な事業運営に結びつくことはありません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすることを及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

### 記

1. 新幹線における保全業務及び組織の見直しの目的を明らかにすること。また、今施策において安全や輸送品質がどのように変化するのか具体的に明らかにすること。

2. 検査体系の変更（業務の見直し）で新幹線線路設備モニタリング車を導入するとしているが、新幹線線路設備モニタリング車の実績及び検査項目、運用における課題を具体的に明らかにすること。また、新幹線線路設備モニタリング車で実施できない検査項目と対応について示すこと。
3. 新幹線保線技術センターはモニタリング巡視を行い検査結果の判断、修繕計画等を実施するが、JRの体制や職場環境の課題について具体的に明らかにすること。
4. 車両センター内で移管している業務をパートナー会社に拡大する業務内容を具体的に明らかにすること。また、パートナー会社に移管拡大する業務量の変化について示すこと。
5. 安全企画グループ及びメンテナンスグループ設置の考え方及び業務内容を具体的に明らかにすること。
6. メンテナンスグループにおける検査統括及び工事統括の職制や業務内容、役割について具体的に明らかにすること。
7. 新幹線保線設備技術センターの役割と新たに集約される業務内容について具体的に明らかにすること。
8. 青森新幹線保線技術センターを設置する目的とJR北海道や他系統との連携内容を具体的に明らかにすること。
9. 派出の配置を見直す根拠と役割、設置場所について具体的に明らかにすること。
10. 新幹線統括本部における保線社員の新規採用や退職者の推移など、要員需給について具体的に明らかにすること。
11. 新幹線保線業務に精通し技術力を兼ね備えた社員の人材育成並びに教育方法を具体的に明らかにすること。
12. 今申し入れに対する回答は、2023年8月10日までに行うこと。また、団体交渉は2023年8月31日まで実施すること。

以上